

平成 29 年 6 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

| | | |
|----------|---|----|
| 議案第 29 号 | 八戸市学校給食審議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・ | 1 |
| 議案第 30 号 | 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・・・・・ | 3 |
| 議案第 31 号 | 平成 30 年度使用小学校用教科用図書の採択について・・・・・・・・・・ | 7 |
| 議案第 32 号 | 平成 30 年度使用中学校用教科用図書の採択について・・・・・・・・・・ | 9 |
| 議案第 33 号 | 八戸市文化財の指定解除の答申について・・・・・・・・・・ | 11 |

議案第29号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成29年6月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市学校給食審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱するためのものである。

| 氏 名 | 推薦団体 (役職等) |
|--------------------|--------------------------|
| ごとう たかし 後藤 高志 | 八戸市学校保健会 (理事) |
| たかはし ひでとも 高橋 秀知 | 社団法人八戸市医師会 (理事) |
| いしばし ひろゆき 石橋 洋幸 | 八戸市歯科医師会 (理事) |
| こいけ ともひこ 小池 智彦 | 八戸市学校薬剤師会 (会長) |
| ながみね みつやす 長嶺 光泰 | 八戸市保健所 (衛生課長) |
| ぼ ぼ えつこ 馬場 悦子 | 八戸市小学校長会 (八戸市立函南小学校長) |
| やすだ ひろこ 安田 博子 | 八戸市小学校長会 (八戸市立豊崎小学校長) |
| いちじょう ひでお 一条 秀雄 | 八戸市小学校長会 (八戸市立島守小学校長) |
| まるやま ゆうじ 丸山 裕治 | 八戸市中学校長会 (八戸市立下長中学校長) |
| たけはな かずひと 竹花 和人 | 八戸市中学校長会 (八戸市立島守中学校長) |
| えのもと なおゆき 榎本 直行 | 八戸市連合父母と教師の会 (副会長) |
| ひあたり としふみ 日當 敏文 | 八戸市連合父母と教師の会 (監事) |
| やまこ たいすけ 山子 泰典 | 八戸市連合父母と教師の会 (監事) |
| ほし ひでかつ 星 秀勝 | 八戸市連合父母と教師の会 (監事) |
| もとさわ かずよし 元沢 和義 | 八戸市連合父母と教師の会 (理事) |
| ふじむら ゆきこ 藤村 幸子 | 公募 |
| ありま かつみ 有馬 克美 | 公募 |

任期は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。

議案第30号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成29年6月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| | | | | | | | | |
|-------|--------|---------|---------|---|---------|--------|---------|-------|
| 別表第1中 | 「 | 5,173円 | 13,207円 | を | 「 | 5,333円 | 13,287円 | に改める。 |
| | 5,721円 | 13,589円 | 5,894円 | | 13,958円 | | | |
| | 6,139円 | 16,312円 | 6,233円 | | 16,456円 | | | |
| | 6,571円 | 18,803円 | 6,654円 | | 19,157円 | | | |
| | 6,750円 | 21,355円 | 6,893円 | | 21,279円 | | | |
| | 6,865円 | 23,924円 | 7,031円 | | 24,269円 | | | |
| | 6,738円 | 25,214円 | 6,792円 | | 25,630円 | | | |
| | 6,057円 | 24,747円 | 6,191円 | | 24,976円 | | | |
| | 4,916円 | 19,935円 | 5,009円 | | 20,297円 | | | |
| | 3,930円 | 15,579円 | 3,920円 | | 15,558円 | | | |
| | 3,930円 | 13,207円 | 3,920円 | | 13,287円 | | | |
| | | 」 | | | 」 | | | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------|--------|---------|---------------|--------|---------|
| 別表第1（第1条の2関係） | | | 別表第1（第1条の2関係） | | |
| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 | 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
| 25歳未満 | 5,333円 | 13,287円 | 25歳未満 | 5,173円 | 13,207円 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,894円 | 13,958円 | 25歳以上30歳未満 | 5,721円 | 13,589円 |
| 30歳以上35歳未満 | 6,233円 | 16,456円 | 30歳以上35歳未満 | 6,139円 | 16,312円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,654円 | 19,157円 | 35歳以上40歳未満 | 6,571円 | 18,803円 |
| 40歳以上45歳未満 | 6,893円 | 21,279円 | 40歳以上45歳未満 | 6,750円 | 21,355円 |
| 45歳以上50歳未満 | 7,031円 | 24,269円 | 45歳以上50歳未満 | 6,865円 | 23,924円 |
| 50歳以上55歳未満 | 6,792円 | 25,630円 | 50歳以上55歳未満 | 6,738円 | 25,214円 |
| 55歳以上60歳未満 | 6,191円 | 24,976円 | 55歳以上60歳未満 | 6,057円 | 24,747円 |
| 60歳以上65歳未満 | 5,009円 | 20,297円 | 60歳以上65歳未満 | 4,916円 | 19,935円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,920円 | 15,558円 | 65歳以上70歳未満 | 3,930円 | 15,579円 |
| 70歳以上 | 3,920円 | 13,287円 | 70歳以上 | 3,930円 | 13,207円 |

議案第31号

平成30年度使用小学校用教科用図書の採択について
平成30年度使用小学校用教科用図書を次のとおり採択する。

平成29年6月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

小学校用教科用図書は、継続採択とする。

理 由

平成30年度使用小学校用教科用図書を採択するためのものである。

平成 30 年度使用小学校用教科書一覧

| 種 目 | 発 行 所 | 教科書名 |
|-----|-------|----------------------|
| 国 語 | 光 村 | 国 語 |
| 書 写 | 光 村 | 書 写 |
| 社 会 | 東 書 | 新しい社会 |
| 地 図 | 帝 国 | 楽しく学ぶ 小学生の地図帳 |
| 算 数 | 啓 林 館 | わくわく算数 |
| 理 科 | 学 図 | みんなと学ぶ 小学校 理科 |
| 生 活 | 学 図 | みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ |
| 音 楽 | 教 出 | 音楽のおくりもの |
| 図 工 | 日 文 | 図画工作 |
| 家 庭 | 開 隆 堂 | 小学校 わたしたちの家庭科 |
| 保 健 | 東 書 | 新しい保健 |

議案第32号

平成30年度使用中学校用教科用図書の採択について
平成 30 年度使用中学校用教科用図書を次のとおり採択する。

平成 29 年 6 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

中学校用教科用図書は、継続採択とする。

理 由

平成 30 年度使用中学校用教科用図書を採択するためのものである。

平成 30 年度使用中学校用教科用図書一覧

| 種 目 | 発 行 所 | 教 科 書 名 |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 国 語 | 光 村 | 国 語 |
| 書 写 | 光 村 | 中学書写 |
| 社会・地理 | 東 書 | 新編 新しい社会 地理 |
| 社会・歴史 | 東 書 | 新編 新しい社会 歴史 |
| 社会・公民 | 東 書 | 新編 新しい社会 公民 |
| 地 図 | 帝 国 | 中学校社会科地図 |
| 数 学 | 啓 林 館 | 未来へひろがる数学 |
| 理 科 | 学 図 | 中学校科学 |
| 音楽・一般 | 教 出 | 中学音楽 音楽のおくりもの |
| 音楽・器楽 | 教 出 | 中学器楽 音楽のおくりもの |
| 美 術 | 日 文 | 美 術 |
| 保健体育 | 東 書 | 新しい保健体育 |
| 技 術 | 東 書 | 新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology |
| 家 庭 | 開 隆 堂 | 技術・家庭（家庭分野） |
| 英 語 | 三 省 堂 | NEW CROWN ENGLISH SERIES |

議案第33号

八戸市文化財の指定解除の答申について

八戸市文化財保護条例第10条第4項の規定により、別紙のとおり八戸市文化財を指定解除する。

平成29年6月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市文化財審議委員に諮問した文化財の指定解除について、これを妥当とする答申があったので八戸市文化財を指定解除するものである。

八戸市文化財の指定解除の答申について

種 別 有形文化財

名 称 遠山家日記

所 有 者 八戸市 八戸市内丸一丁目1番1号

